資料１

「要介護者の口腔ケアを進めるために」

新発田地区要介護者口腔ケア関係者連絡協議会
新潟市要介護者口腔ケア関係者連絡協議
平　成　１７　年　３　月

はじめに

・ 自分の口から食べ、食事を楽しむことは人がその生命を維持し、人間らしく生活していく上での最も根本的な要素である。これは、要介護者においても、その重要性が高まることこそあれ、決して減じるものではない。
・ 近年、誤嚥性肺炎の予防やＡＤＬ、ＱＯＬの維持・向上などの観点から、要介護者の口腔ケアの重要性に対する保健・医療・福祉関係者の認識は急速に高まっているものの、十分な対応がなされているとは言えない現状がある。
・ 本連絡協議会は、平成 14 年度から開始された厚生労働科学研究　長寿科学総合研究事業「情報ネットワークを活用した行政・歯科医療機関・病院等の連携による要介護者口腔保健医療ケアシステムの開発に関する研究」（以下、「本研究事業」という。）を契機に設置され、行政関係者、医療関係者、介護保険・社会福祉関係者の参画のもと、関係者の緊密な連携による要介護者の口腔ケアを推進するための方策について協議・検討を行ってきた。
・ 本報告は３年間の研究事業の最終年度にあたり、これまでの研究事業の成果を踏まえつつ、本連絡協議会における検討の成果を整理・取りまとめたものである。
・ 今後、本報告に提示された方策について、各関係者間で具体化に向けた検討が進められ、要介護者の口腔ケア推進に向けた関係者のより積極的な取り組みが推進されることを切に期待する。
・ なお、現在国会において介護保険法の改正が審議されており、平成 18 年度以降、介護保険制度に大幅な改革が加えられることとなっている。その中では、新たに創設される「新予防給付」に導入される具体的介護予防サービスの候補として筋力向上、栄養改善等とならんで口腔機能向上が挙げられているほか、地域包括支援センター（仮称）の創設、ケアマネジメントの見直し等、要介護者の口腔ケアの実施や関係者の連携について多大な影響を及ぼす制度改正も少なからず予定されている。
・ 本報告に示された内容は、連携支援のための環境整備、関係者の資質向上、要介護者・介護家族への普及啓発といった基礎的・普遍的事項に関するものがほとんどであるので、制度改正後も適応可能なものが多いと思われるが、今後の具体化に向けた検討に当たっては、制度改正に関する最新の動向も踏まえつつ、必要に応じて新たな視点からの見直しも行いながら検討していく必要がある。

１．まとめにあたっての基本的視点

・ 関係者の連携のもとに保健・医療・福祉サービスを総合的かつ効果的に提供していくことは、要介護者の口腔ケアに限らず、すべてに共通した命題となっているが、特に要介護者の口腔ケアに関しては、それぞれの担当者が問題を認識しながらも、横断的な対応体制が明確に位置づけられていないために、それぞれの職能・業務の範囲内で

手探りで実施されるに留まっていた。
- このため、本連絡協議会では、要介護者の口腔ケアに関わる様々な関係者の連携を確保するための環境整備をどうしていくべきかの視点を中心に、本研究事業の調査研究結果の評価も交え、協議・検討を行った。
- また、本研究事業のアンケート調査や研修会の開催などを通じ、特に介護保険関係者を中心に口腔ケアに取り組む上で必要となる実際的な知識やその研修機会が不足していることが示され、これが口腔ケアを推進し、関係者の連携を円滑に進める際にも大きな障害となっていると考えられたため、関係者の研修のあり方についても検討を行った。
- 実際に要介護者の口腔ケアを受け入れるかどうか、最終的に決定するのは要介護者本人および介護家族であり、歯科治療や専門的口腔ケアの成否を決めるのも、要介護者・介護家族が行う日常的な口腔ケアにかかっている。
- このため、要介護者・介護家族への普及啓発が口腔ケアを進めるための最も根本的な課題の一つであるとの認識で、これについても併せて検討を行った。

２．関係者の連携を進めるための環境整備について

１）「顔の見える」連携体制の構築

- 関係者の円滑かつ緊密な連携を進めるためには「顔の見える」連携体制を構築することが基本である。
- このためには、ケアカンファレンスで関係者が一同に会することが最も効果的であるが、ケアマネージャー業務の質的・量的拡大等に伴い、介護保険施行当初に比べて、ケアカンファレンスの頻度および内容が低下しているとの指摘がある。また、３年間の研究事業の実施により新発田地区では改善の傾向が認められるものの、依然、歯科医師、歯科衛生士がカンファレンスに参加するケースは少数である。
- 現在、介護保険制度改正で予定されているようなケアマネジメントの支援体制整備や１人当たり標準担当件数の見直しなどのシステム的な対応も不可欠であるが、ケアマネージャーはケアカンファレンスの本来の趣旨・重要性を再認識し、少なくとも新規要介護認定者のケアプラン策定時や、大幅なケアプランの変更が必要となるような状況変化があった場合には、関係者全員が揃ってケアカンファレンスに臨めるよう、開催時間を工夫するなどの努力をすることが求められる。
- 特に、医師、歯科医師等の参加を求める場合には、診療の休み時間や診療終了時間にあわせて、医師・歯科医師等が勤務する診療所内でケアカンファレンスを開催することも一方策である。
- 歯科医師・歯科衛生士の側からも、要介護者が担当患者となった場合にケアカンファレンスの開催等について担当ケアマネージャーに問い合わせるなど、積極的に働きかけるとともに、ケアマネージャーのカンファレンス開催負担が軽減されるよう協力していくことが必要である。
- また、関係者の口腔ケアに関する理解を深め、幅広い関係者の連携を円滑に進めていくためには、研修会等の際に、職種横断的なグループディスカッションやワークショップを取り入れることが非常に効果的である。
- 併せて、こうした個々の関係者の連携を地域として支援していくための基盤として、要介護者の口腔ケアに関わる各職種の代表からなる連絡協議の場が行政の主導により継続的に開催・運営されることが必要である。

２）口腔ケアに関するケアマネージャーの役割

- 要介護者の口腔ケアについても、行政保健部門の保健師・歯科衛生士等や地域の歯科医師・歯科衛生士と協力・連携しつつ、基本的にはケアマネージャーが関係者を繋ぐ役割を果たしていくべきである。
- しかしながら、ケアマネージャーの口腔ケアに関する認識や取り組みには大きなばらつきがあるのが現状である。
- このため、行政および各介護保険事業者等はケアマネージャーの口腔ケアに関する知識・技術の向上が図られるよう、既存の研修会等の機会を有効に活用しながら、口腔ケアの必要性に関する意識づけや具体的な知識・技術に関する研修教育の充実を図っていく必要がある。
- この際には、特に行政の保健部門や歯科医師会、歯科衛生士会との連携を図ることが効果的である。
- また、個々の要介護者の口腔状況に関する理解を深め、サービスや関係者間の調整を適切に行うためには、ケアマネージャーが歯科健診（アセスメント）時や歯科診療の初診時などに立ち会うようにすることが効果的である。

３）口腔ケアに関する相談体制

- 要介護者の口腔ケアに関して、介護保険関係者等が疑問を生じた場合、気軽に専門職に相談できる体制を構築することが重要である。
- ケアマネージャーが要介護者の件で、歯科医師、歯科衛生士に連絡を取ろうと思った時に、診療等に配慮して躊躇してしまう場合も多いため、歯科医師等の連絡先（電話番号、ファックス番号等）と併せて、電話連絡可能な時間帯などを明記した資料を作成し、配布するなどの方策も有効と考えられる。
- さらに、健康（環境）福祉事務所および市町村の歯科保健担当部門の連絡先、郡市歯科医師会の地域保健・介護保険担当者の連絡先が利用しやすい形で提供されるとより効果的である。
- また、実際には歯科治療や専門的指導にまで結びつくかどうか判断に迷う事例や些細な疑問などであるために、歯科医師に照会することがためらわれ、適切な対応がなされない事例がある。
- このため、例えば在宅の歯科衛生士が協力して介護保険関係者などからのこのような相談を受け付け、状況を判断した上で必要ならば歯科医師等に繋いでいくようなシステムを構築したり、ケアマネージャーのなかで歯科衛生士資格を有する者を窓口として、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力のもとに相談指導に応じられるような体制を整備していくことも必要である。

４）口腔ケアに関する情報共有

- 本県では在宅要介護者に対する訪問歯科健診事業（在宅要介護者歯科保健推進事業）を全県で展開して 10 年以上が経過しているが、こうした情報さえも、ケアマネージャーなどの介護保険関係者および医師、看護師等には十分周知されていないのが現状である。
- 行政および歯科医師会は、広報、パンフレット、研修会、ホームページ等の様々な媒体、機会を通じて、こうした口腔ケアに関する情報を関係者および地域住民に対して周知する努力を継続していく必要がある。
- 実際にケアマネージャーなどが要介護者・介護家族に口腔ケアや歯科治療を勧める際には、介護家族などからその具体的内容や費用負担等についての問い合わせを受

けることが少なくない。
- こうした点からも、本研究事業で策定した「要介護者口腔ケア・歯科治療クリニカルパス」のような、費用、回数も含めて全体像を理解できる資料を作成、普及していくことは重要である。
- また、歯科医師・歯科衛生士以外の関係者が限られた時間の中で口腔内の問題を把握し、口腔ケアや歯科治療の必要性を要介護者・介護家族に提示していくためには、簡便かつ理解しやすい形での口腔内状況のチェックリストがあれば有効である。
- これまで歯科医師、歯科衛生士は治療上の指示や指導を行う際に、それを要介護者本人、介護家族に直接伝えるのみで、他の関係者と共有することは少なかった。
- 歯科医師、歯科衛生士は歯科診療や専門的口腔ケアを行う毎に、少なくとも処置・指導の内容や留意事項の概要を電話・ファックス等によりケアマネージャーに伝えるとともに、重要な事項については文書の形で報告し、ケアマネージャーが後々、関係者間での共有や確認がしやすいようにしておくことが求められる。
- このことは、ケアマネージャーに口腔ケアに関する関係者の調整役としての機能を発揮してもらい、関係者の連携のもとに継続的に口腔ケアを進めていくために重要である。
- 併せて、ケアマネージャー以外の関係者との情報連携をより円滑にするため、要介護者のところに連絡ノート等の形で、実施した処置・指導の内容や留意事項を書き残しておくことが有効である。

３．関係者の口腔ケア研修のあり方について

- 介護保険関係者などの口腔ケアに対する関心は近年急速に高まりつつあるものの、全体としてはその知識・技術は十分とは言えず、口腔ケアに関する研修を受ける機会も限られている。
- なおかつ、本来の業務を行いながら、更に口腔ケアについても積極的に取り組んでいくとなるとかなり高い意識付けが必要であり、単に講義を受ける形式の研修では実際の取り組みに繋がらないことが予想される。また、ある程度関心のある者では、具体的な口腔ケアの方法や状態別の留意点などに関する実務的な研修の希望が強くなっている。
- 現在、行政や歯科医師会等を中心に口腔ケアに関する研修会が開催されているが、これを一層推進するとともに、開催にあたっては相互実習などの実習を取り入れたり、前述したような職種横断的なグループディスカッションを行うなど、より効果的な研修となるよう工夫することが必要である。
- さらに、口腔ケアは実際に取り組むと当日ないしは比較的短期間で効果が目に見える形で現れるため、施設単位での現場実習やモデル事業といった形で実施することが確実かつ効率的に口腔ケアを広めていくことに繋がると考えられる。
- こうした観点からも、要介護者歯科保健推進事業の一環として行われているデイサービス利用者に対する訪問歯科健診指導事業を施設側も、歯科医師側も有効に活用していくことが必要である。
- なお、施設等における口腔ケアの取り組みの推進のためには施設長等の理解も不可欠であり、管理者向け研修会における口腔ケアの重要性・効果に関する内容の充実を図るとともに、施設等において実際に口腔ケアを実施する際にも、施設長に対して口腔ケアの必要性・効果を十分説明し、理解を得ることが重要である。
- また、歯科医師、歯科衛生士が個別に要介護者に対して口腔ケアを実施する際にも、施設介護職員やヘルパーなど関係者に単に指示を与えるだけでなく、その必要性の説

明も含めて、きちんとスキルアップできるよう指導を心がけることが求められる。
- 脳卒中などの急性期病棟に入院中の患者に対し、他の療養上の指導と併せて口腔ケアの指導が実施され、退院時にきちんと口腔ケアのフォローが繋がるよう、病院の看護師等に対して、口腔ケアの実施・指導方法や退院後の受け入れ態勢に関する研修を行うことも有効だと考えられる。
- 歯科医師、歯科衛生士についても、摂食・嚥下障害に対する対処法や口腔ケアを進めるうえでの関係者との連携の在り方などを中心に研修を更に進めていく必要がある。

４．要介護者・介護家族への普及啓発について

- 要介護者および介護家族にとっては、日々の生活や介護に追われて、口の中のことまで頭が回らないという人がほとんどである。
- しかし、そういった関心の低い人でも、一度、歯科医師、歯科衛生士から口腔ケアや治療を受けると、意識が大きく変化するケースが多い。
- このため、関心がないからといって簡単にあきらめず、口腔ケアの必要性を理解してもらうよう努力することが必要である。ただし、要介護者や家族の状況によっては、あまり無理強いせず、信頼関係の構築を優先して、タイミングをみて働きかけるなどの工夫が必要な場合もある。
- 要介護者・介護家族へ口腔ケアの必要性を説明する際には、機序や数値データで客観的に説明することももちろん重要であるが、具体的な改善事例や生の声という形で伝えることも効果的であると考えられる。
- 口腔ケアの受け入れおよび日常的な口腔ケアの実施は実質的に介護家族が握っているともいえるため、在宅介護支援センターの実施する介護教室、介護家族の集いなどの場を通じて、自分自身の口腔保健管理も交えて、口腔ケアの重要性を直接訴えていくことが必要である。
- 在宅介護支援センターの介護用品展示コーナーや歯科診療所などに、要介護者用の口腔ケア用品を展示し、使用方法等について説明を受けたりできるようにすることも、口腔ケアを身近にするうえで効果的であると思われる。
- さらに、要介護者・介護家族だけでなく、介護予防事業の転倒予防教室や高齢者学級などの要介護者予備軍の人などが集まる機会を利用するなどして、自分自身の問題として口腔保健・口腔ケアの必要性を理解してもらえるよう広く啓発していくことも重要である。